

北朝鮮による対日有害活動

1 北朝鮮によるテロ等の脅威

一 北朝鮮による日本人拉致容疑事案

(一) 概要

平成一四年九月に行われた日朝首脳会談で、金正日国防委員長が日本人拉致問題について、「特殊機関の一部の盲動主義者らが、英雄主義に走ってかかる行為を行ってきたと考えている」との認識を示して、謝罪し、同年一〇月には北朝鮮から生存と伝えられた五人の拉致被害者が帰国しました。その後、一六年五月と七月には、これら拉致被害者家族の帰国・来日が実現しました。

警察では、現時点、北朝鮮による拉致容疑事案は一〇件発生し、一五人が拉致されたと判断しています。

(二) 拉致の目的

北朝鮮による日本人拉致容疑事案について、その目的は必ずしも明らかではありませんが、諸情報を総合しますと、北朝鮮工作員

が日本人のごとく振る舞えるようにするための教育を行わせることや、北朝鮮工作員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるようにすることなどが、その主要な目的とみられています。なお、金正日国防委員長は、日朝首脳会談の席上、日本人拉致の目的について、「一つ目は特殊機関で日本語の学習ができるようにするため、二つ目は他人の身分を利用して南（韓国）に入るためである」と説明しました。

また、「よど号」犯人の元妻は、金日成主席から「革命のためには、日本で指導的な役割を果たす党を創建せよ。党の創建には、革命の中核となる日本人を発掘、獲得、育成しなければならぬ」との教示を受けた田宮高磨から日本人獲得を指示された旨証言しており、日本人拉致の背景には、金日成主義に基づく日本革命を行うための人材獲得という目的もあったものとみられています。

(三) 小泉首相再訪朝後の日朝の動向

小泉首相の一六年五月二二日の再訪朝により、同日、拉致被害者の地村夫妻、蓮池夫

北朝鮮による日本人拉致容疑事案（10件15人）

	発生時期	被害者	発生現場	事案(事件)名
1	昭和52年9月	男性1人	石川県鳳至郡	宇出津事件
2	昭和52年11月	横田 めぐみさん	新潟県新潟市	少女拉致容疑事案
3	昭和53年6月頃	田口 八重子さん	不明	李恩恵拉致容疑事案
4	昭和53年7月	地村 保志さん 地村 富貴恵さん(旧姓:濱本)	福井県小浜市	アベック拉致容疑事案
5	昭和53年7月	蓮池 薫さん 蓮池 祐木子さん(旧姓:奥土)	新潟県柏崎市	アベック拉致容疑事案
6	昭和53年8月	市川 修一さん 増元るみ子さん	鹿児島県日置郡	アベック拉致容疑事案
7	昭和53年8月	曾我ひとみさん 曾我ミヨシさん	新潟県佐渡郡	母娘拉致容疑事案
8	昭和55年5月頃	石岡 亨さん 松木 薫さん	欧州	欧州における日本人男性拉致容疑事案
9	昭和55年6月	原 救晃さん	宮崎県宮崎市	シン・グァンス 辛光洙事件
10	昭和58年7月頃	有本 恵子さん	欧州	欧州における日本人女性拉致容疑事案

妻の家族五人が帰国し、安否不明の拉致被害者については、金正日国防委員長が、「白紙の状態を再調査する」と言明しました。その後、七月には、曾我ひとみさんの家族も帰国・来日しました。しかし、八月二一日、一二日

到北京で行われた日朝実務者協議では、北朝鮮側は、安否不明者の「再調査」の現状について、六月に「調査委員会」を設置し、現在調査を進めている旨の説明を行いました。調査プロセスについての説明にとどまり、個人についての個別具体的な情報の提供はありませんでした。これに対し、日本側より、一五〇項目の質問を投げ掛けていることに言及し、早急に結果を出すことが重要である旨を強調しました。

九月二五日、二六日の両日、北京で行われた第二回日朝実務者協議では、北朝鮮側は、前回の八月の会合以降、北朝鮮側が行った「再調査」について、途中経過を説明しました。安否不明の拉致被害者のうち、横田めぐみさん、石岡亨さん、有本恵子さんの三人について、「死亡」という状況に変わりはないものの、死亡時の状況について具体的な説明が行われましたが、目立った進展はみられません。一方、欧州経由での有本恵子さんの拉致に関し逮捕状の発付を得ている「よど号」犯人については拉致への関与を否定しました。

第三回日朝実務者協議は、局長級に格上げされ、開催場所を平壤（ピョンヤン）に移して一月九日から一四日までの間に開催されました。日本政府代表团には警察庁等の職員が新たに参加し

ました。

協議においては、北朝鮮側より、従来と同様、八人は死亡し、二人は入境の確認が取れないとする「再調査」結果の伝達が行われました。日本政府代表团においては、「調査委員会」責任者からの詳細な説明の聴取、関係者からの聴取、現地視察等を実施したほか、拉致被害者と関係を有するとされる物品を手に入れました。

しかしながら、同協議においても、北朝鮮側が説明する拉致被害者の「死亡」の経緯自体が不自然であるなど、依然として疑問・不明な点が残る結果となりました。警察では、同協議の結果を受け、一月一八日、「日朝実務者協議に係る警察庁連絡調整班」を設置し、警察の総合力を発揮した捜査を更に強力に推進することとしました。




こうした中、同協議において、北朝鮮側より日本政府代表团に提出された、横田めぐみさんの「遺骨」であるとされたものについては、その中から、DNA鑑定の見解を有する専門家が、DNAを検出できる可能性のある骨片一〇片を慎重に選定し、関係警察より、国内最高水準の研究機関等（帝京大学及び科警研）にDNA鑑定を嘱託しました。そのうち、帝京大学に鑑定を嘱託した骨片五個中四



小泉首相が再訪朝して行われた日朝首脳会談（5月）（代表）

個から同一のDNAが、また、他の一個から別のDNAが検出されましたが、いずれのDNAも横田めぐみさんのDNAとは異なっているとの鑑定結果を得ました。また、松木薫さんの「遺骨」である可能性があることされたものについては、北朝鮮側は前回の日本政府代表团の訪朝時（一四年九月末）に日本側に渡した骨と同じ場所に保管されていたもので

国際手配被疑者一覧（日本人拉致容疑事案関係）

事件(事案)名	シン・グァンス 辛光洙事件	欧州における日本人女性拉致容疑事案	うしつ 宇出津事件
	辛 光 洙	魚本(旧姓・安部)公博	キム セ ホ 金 世 鎬
被 疑 者			

あると説明しつつ日本側に渡してきました。このため、当初より、これが松木薫さんの本人の「遺骨」である可能性は低いと考えられていましたが、念のため、そのうちの一部を選定した上で鑑定を行った結果、関係警察より鑑定嘱託を受けた帝京大学より、松木薫さんのものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得ました。

政府は、一二月二四日、これら北朝鮮側から提示された情報・物証の精査結果をとりまとめ、被害者の家族に説明を行うとともに、翌二五日、北朝鮮に伝達しました。

この精査結果に対し、北朝鮮は、一二月三〇日、「受け入れることも、認めることもできないし、それを断固排撃する」などと主張するとともに、「朝日政府接触にこれ以上意義を付与する必要がなくなった」と述べました。

(四) 拉致容疑事案の捜査状況

警察では、一四年の小泉首相訪朝以降、「北朝鮮による拉致ではないか」とする数多くの届出や相談を受理したほか、一六年一月及び九月から一〇月にかけては、全国の関係警察に対して、国外移送目的略取誘拐等の罪名で、北朝鮮による拉致であるとする告発が一斉になされました。

また、八月には、脱北者が北朝鮮から持ち出したとされる写真の人物について、昭和五一年に埼玉県で失踪した男性と同一人物の可能性が極めて高いとする専門家の見解が報道されたほか、同じく北朝鮮から持ち出されたと思われる写真の人物についても、三七年ころ千葉県で失踪した女性と同一人物の可能性が極めて高いとする見解が報道されたことなどを背景に、拉致容疑事案に対する国民的関心が高まりました。

警察は、これまで、北朝鮮による日本人拉致容疑事案については、原敕晃さん拉致の実行犯である北朝鮮工作員・辛光洙、有本恵子さん拉致の実行犯である「よど号」犯人・魚本(旧姓・安部)公博、宇出津事件の主犯格である北朝鮮工作員・金世鎬について、既に逮捕状の発付を得て、所要の手配を行っています。また、これまでに北朝鮮から伝えられた拉致被害者の安否を含む各種事実関係の説明には、不十分な点や疑わしい点があり、事実関係を慎重に見極める必要があることから、内閣官房や外務省等と連携して、北朝鮮に対し、更に詳細な説明を求めています。

警察では一〇件一五人以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があることから、過去の行方不明事案の洗い直し等、

所要の捜査や調査を行うとともに、国内外の関係各機関と連携しつつ、新たな情報の収集等に努めているところであり、一〇月には、警察庁において、「北朝鮮による日本人拉致容疑事案捜査担当課長会議」を開催し、引き続き、警察の総合力をもって捜査や調査を一層強力に推進していくことの指示等を行いました。

二 北朝鮮工作船の活動

平成一一年に発生した「能登半島沖不審船事案」以来、北朝鮮工作船は、北朝鮮による工作活動の脅威を目に見える形で我が国に強く印象付けました。

特に、一三年一二月の「九州南西海域工作船事件」では、北朝鮮工作船の重武装化の実態が明らかになるとともに、我が国周辺海域における工作船活動が、我が国の安全に甚大な脅威を与える状態にあることを改めて認識させました。

これまで検挙した事例やその他の情報を総合的に判断して、北朝鮮工作船は、工作員等の潜入・脱出を行ったり、拉致等を行うことを目的として活動しているものとみられています。北朝鮮工作船については、朝鮮半島情勢の緊迫化を反映して、今後も、我が国周辺海域において違法活動を敢行することが十分予想されます。

不審船対策に関しては、現在、政府において、過去の不審船事案を踏まえ、海上保安庁と自衛隊の共同対処、運用態勢・装備の充実、必要な法的措置等各般の対策を進めているところであり、警察としても、北朝鮮工作員による不法入出国事案等の防止及び発見検挙のため、引き続き、海上保安庁等関係機関との連携を強化し、沿岸警備の徹底等各種対策を講じていくこととしています。

三 北朝鮮による過去の主なテロ事件

(一) 北朝鮮による我が国に対するテロの危険性
北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的対峙関係にあり、韓国に対する工作活動の一環として、これまでに、北朝鮮工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしています。

「大韓航空機爆破事件」以後、北朝鮮の関与が明らかなテロ事件の発生はみられないものの、北朝鮮は、依然として「よど号」グループを保護しており、米国防務省も継続して北朝鮮を「テロ支援国家」と認定しています。

(二) 北朝鮮による主なテロ事件

ア 韓国大統領官邸（青瓦台）襲撃未遂事件
昭和四三年一月二二日、韓国軍人に偽装して同国に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ三人（朝鮮人民軍偵察局に所属していたとみられて



韓国に連行された金賢姫
（「大韓航空機爆破事件」）（共同）

います。）が、朴正熙韓国大統領ら韓国要人の暗殺を企図して、韓国大統領官邸（青瓦台）から数百メートルの路上で、民間人五人と警察官一人を射殺しました。

韓国当局により、武装ゲリラ三人のうち三〇人が射殺され、一人が逮捕されました。

イ 朴韓国大統領狙撃事件

昭和四九年八月一五日、ソウル市内にある国立劇場で開催された光復節式典会場において、在日韓国人の文世光が、演説中の朴正熙大統領にけん銃を発射し、陪席していた陸英修同大統領夫人を射殺しました。

文世光は大阪府出身で、大阪府警察の派出所からけん銃を窃取し、日本人名義の旅券を不正に入手して渡韓し犯行に及んだものであり、韓国当局は、事件には、北朝鮮及び朝鮮総聯の関与があったと発表したほか、文世光

自身も韓国における裁判でこれを認めています。

ウ ビルマ・ラングーン事件

昭和五八年一〇月九日、北朝鮮貨物船の船員に偽装してビルマ（現ミャンマー）に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ三人（朝鮮人民軍偵察局に所属していたとみられています。）が、同国を親善訪問中であつた全斗煥チョン・ドゥファン韓国大統領を始めとする韓国政府要人の暗殺を企図して、同大統領一行の訪問地である「アウンサン廟アウンサン」において爆弾テロを引き起こし、韓国外務部長官等二人人を死亡させ、四七人を負傷させました。

ビルマ当局により、武装ゲリラ三人のうち一人が射殺され、二人が逮捕されました。

エ 大韓航空機爆破事件

昭和六二年一月二十九日、日本人名義の偽造旅券を所持した北朝鮮工作員の金勝キム・スンイル一と金賢姫キム・ヘンヒが、バグダッド発アブダビ、バンコク経由ソウル行きの大韓航空機八五八便に時限爆弾を仕掛け、アブダビからバンコクへ向かう途中のビルマ南方アンダマン海域上空で爆破させ、乗員乗客一一五人全員を死亡させました。

バーレーン当局により、二人は身柄を拘束されましたが、両名は服毒自殺を図り、金勝

一は死亡しました。

金賢姫の供述等から、同人らは、朝鮮労働党対外情報調査部に所属し、北朝鮮において、「ソウル・オリンピック（六三年九月）を妨害するため大韓航空機を爆破せよ」との指令を受けたことが判明しました。

2 様々な形態で展開される北朝鮮の対日有害活動

一 北朝鮮の対日諸工作

（二）北朝鮮の対日諸工作

北朝鮮は、平成一六年中、「朝鮮中央通信」や「平壤放送」、朝鮮労働党機関紙「労働新聞」等のメディアを通じ、我が国単独で経済制裁を行うことを可能にした外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行について、「報復には報復で、強硬には超強硬で」、「日本の経済制裁を宣戦布告と見なし、断固たる自衛的措置を取っていく」などの辛辣な表現で強い反発を示しました。また、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の施行については、「我が共和国を孤立させ、総聯を抹殺し、朝日関係を対決の局面に追い込むための反共和国・反総聯法だ」、「日本の右翼保守勢力が我が共和国に対して無差別の制裁を



「朝鮮総聯第20回全体大会」（5月、東京）（時事）

加えることをねらった悪法をついに採択するという犯罪を犯した」などとして非難し、「いかなる制裁行為も、わが方に対する宣戦布告と見なす」との立場を示して、盛んにけん制を繰り返しました。

また、小泉首相が、国連安保理常任理事国入りを目指す決意を表明したことについては、「日本が一日も早く処理、解決すべき重要な問題は、国連安保理常任理事国への進出ではなく、過去の清算によって国際的信頼を築くことである」と強調しました。

(二) 朝鮮総聯を介した対日諸工作

朝鮮総聯は、「金正日国防委員長生誕記念日（二月一六日）」、「朝鮮民主主義人民共和国創建記念日（九月九日）」等の節目をとらえた朝鮮総聯中央の慶祝行事に日本人名士や北朝鮮の主張に同調する日本人を招待したり、時宜をとらえて、地方本部の朝鮮総聯幹部が、地方自治体の首長等を訪問するなどして、北朝鮮及び朝鮮総聯に対する理解を求め、日朝国交正常化の早期実現や朝鮮学校に対する教育助成金の増額等を要請するなどしました。

特に、一六年中は、小泉首相の再訪朝と日朝首脳会談（五月二二日）の結果を受けて、朝鮮総聯が対日諸工作を活発化させる動きがみられました。

小泉首相の再訪朝直後に開催された「朝鮮総聯第二〇回全体大会（五月二八日、二九日）」において、徐萬述ソマンソク議長は、大会報告で、日朝首脳会談に際して小泉首相が、「今まで朝鮮との関係でよくないことがあったことに対して遺憾の意を示し、朝日平壤宣言履行の過程を通じて敵対関係を協調関係に作り上げ、両国間の関係を正常化していく意思を明らかにした」、「これから日本は反朝鮮『制裁法』発動を中止し、在日朝鮮人たちを差別しないと確言した」などとした上で、「これは、朝日両



萬景峰92号

国関係を取り巻く環境の転換を意味する」と高く評価しました。

このように、北朝鮮は、我が国に対して、朝鮮総聯を介した間接的な諸工作を展開しており、日本国内における北朝鮮に有利な世論の醸成、北朝鮮の主張に同調する日本人の結集（組織化）等を図っています。

なお、朝鮮総聯に関連して、大阪朝鮮総聯

会館内にある「大阪府同胞生活相談所」の所長らが、弁護士資格がないのに交通事故の示談交渉等を行ったとして、大阪府警察は、七月、同人らを弁護士法違反で逮捕するとともに、関係先を捜索しました。

二 万景峰九二号の入港をめぐる動向等

(一) 万景峰九二号をめぐる過去の違法事案

北朝鮮と日本を結ぶ北朝鮮船籍の貨客船万景峰九二号は、在日朝鮮人が訪朝する際の足として利用される一方で、これまでに、不正送金や不正輸出、作業員の送り込み等、在日朝鮮人社会と北朝鮮を結ぶ裏の役割も担っているのではないかと指摘がなされており、実際に、同船をめぐることは、過去幾つかの事件が摘発されています。

● 東京都内の貿易商社が、北朝鮮の貿易会社に対し、輸出貿易管理令で輸出規制されている開放回路式自給式潜水用具の部分品（スクーバ用高圧空気容器用ダブルバルブ二、四一五個）を通商産業大臣（当時）の輸出許可を受けずに、八年三月二九日から一〇月七日ころまでの間、新潟西港から万景峰九二号に船積みし、北朝鮮・元山港ウォンサン向け輸出したとして、社長ら被疑者二人を外国為替及び外国貿易管理法違反で逮捕しました。

● 公正証書原本不実記載・同行使並びに出入国管理及び難民認定法違反（不法在留罪）事件で検挙した在日朝鮮人は、朝鮮労働党統一戦線部所属の在日地下党工作員として、韓国軍人に対する獲得工作等の対南工作活動に従事していましたが、統一戦線部からの指示・命令は、文書の形で、専ら万景峰九二号の船長を経由して伝達され、同人等が訪船して直接受領したり、朝鮮総聯中央関係者を介して受領していました。また、統一戦線部指導担当幹部が、万景峰九二号の乗員として乗船してきた場合には、同船内で直接指導を受けていたことも明らかとなりました。

● 東京都内の機械メーカーが、過去数回、北朝鮮に対して粉砕装置及び周辺機器の輸出を行いました。このうち、六年三月に行われたジェットミル（超微粉砕機）の輸出は、朝鮮総聯傘下団体である在日本朝鮮人科学技術協会を仲介させ、北朝鮮国内の塗料会社を最終需要者としており、同機が新潟西港に搬入された直後に万景峰九二号が入港していることから、同船が利用された可能性があります（本件の外国為替及び外国貿易管理法並びに

関税法違反については、時効が成立）。

（二）万景峰九二号入出港時の動向等

万景峰九二号は、一五年中に約七か月にわたって運行を中断しましたが、その後、再開し、現在は以前の状況に戻りつつあります。一六年中は、計一六回、新潟西港へ入港し、一五年中の運行回数一〇回を大幅に上回りました。

しかし、入港に反対し、又は厳しい対応を求める声は依然として高い状態にあります。入出港に際しては、海上保安庁、入国管理局及び税関による合同サーチが実施されていますが、不正送金や不正輸出、接岸中における不審な訪船者は現在のところ確認されていません。

一方、二月には外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行、六月には特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の施行等、経済制裁を実現するための法案の整備が進められました。

三 過去のスパイ事件

我が国においては、戦後約五〇件の北朝鮮関係の諜報事件が検挙されています。

一六年一〇月、大阪府警察は、大阪市内在住の在日韓国人を、出入国管理及び難民認定法違反及び外国人登録法違反で検挙しました。同人は、我が国から北朝鮮へ密出国した疑い

があることや、自宅から乱数表等が押収されていることなどから、我が国において、かつて北朝鮮工作員として活動していた疑いが認められています。

警察は、こうした北朝鮮による活動を、我が国の国益を害し、国民の生命・身体にも危険を及ぼす治安上重大な問題であると認識しており、今後、特に、外国治安情報機関との緊密な情報交換を実施し、北朝鮮による諜報活動に関する情報を入手し、その分析を進め、その実態を把握するとともに、工作人員の検挙に全力を尽くすこととしています。

四 対日諸工作の今後の見通し

北朝鮮は、今後とも、時宜をとらえた対日非難を継続するとともに、「過去の清算」を最優先させた国交正常化への協力要請や朝鮮総聯の活動に対する理解者の獲得等を企図して、直接又は朝鮮総聯を介した諸工作を活発に展開するものとみられます。また、朝鮮総聯も、最近の日朝関係を「両国関係をめぐる環境の大転換を意味する」と評価しており、今後、これを追い風として、積極的な対日工作に出てくるものとみられています。警察は、こうした諸工作を通じて行われる違法行為に対して、情報収集活動を強化するとともに、徹底した取締りに努めることとしています。